

始



特254

166

綱島覺左衛門著

犯罪とその根治策

警察協会愛媛支部發行

# 犯罪ご其の根治策

||目次||

- 特254  
166
- 一、緒言.....(一)
  - 二、全國犯罪趨勢と窃盜の數.....(三)
  - 三、強盜は窃盜から.....(六)
  - 四、窃盜犯の動き.....(九)
  - 五、留置場の内容.....(三)
  - 六、ルンペンと安宿.....(五)
  - 七、都市窃盜の經路.....(十九)
  - 八、少年犯罪傾向.....(三)
  - 九、概括.....(二六)

## 犯罪とその根治策

### 一、緒言

私は實務家の立場から致しまして、近代都市に於ける犯罪の實相を申し上げ、若干の考察を加へまして御参考に供したいと存じます。尤も所謂思想犯罪の事につきましては今回是全然除外致しました。性質が全く違つて居り、別途の方面からの考察を要するからであります。此點は豫め御諒承を願つて置きます。

大體の順序を申上げますと、最初に最近の全國犯罪發生數を擧げ、犯罪統計の見方、窃盜犯が其の數字の標準となる所以から強盜の消長、其の内容、窃盜犯との關係に及びまして、窃盜の全國的分布都市集中の狀況、六大府縣の犯罪傾向を申上げ表面上の大體の趨勢を明に致しまして、更に其の内容検討に移り、留置場入りの實情、次にルンペン(無宿者)の調査を致しまして其の茲に至つた事由、被疑者現實の經路を糺し、續いて不良少年、要注意青少年の検討に及び其の間一脉相通する

サムシングのある事を警告致したいと存じます。

經濟の缺陷は直ちに我々の暮し向きに影響を致し、政治の不適は直ちに吾人の生活に障害を來たしますので、其等の調査と研究とは盛んに行はれ苟も修正すべき處は修正し實現さるべき處は實現されます。併し慢性に國民を蝕ばむ犯罪の事等に對しては其の原因經路の考察に努力を拂ふ人は割合に渺ないと思ひます。世の識者が打撃ひ起つて社會暗黒面の調査に努力し、其の原因を粗氣よく探究して行くならばそこから健全社會の根底を見付けることが出來、大きな未開拓原野が展開されるのではないかと思ふのであります。

## 二、全國犯罪趨勢と竊盜の數

最近十二ヶ年の刑法犯發生統計を見ますと、第一表の通りでありますて、毎年增加はして居ますが、其の增加數は必ずしも遞増でないであります。只昭和八年に一躍十八萬を增加して居るのが目につきますが、其の内容を見ると、これは詐欺の增加（平年の二倍）に原因して居ることを發見します。（第二表）然らば此詐欺が昭和八年に限りて例年に倍して發生したかと申しますと、さうではありませぬ。なぜならば詐欺は其の性質上事件發生が悉く届出でられるものでなく、被害が有のまゝに表に上つて來ると云ふ譯に行かないからであります。犯行が行はれても被害者が知らぬで居るのがかなり多く又知つて居ても届出をしないのが相當あります。發生件數として上げられますのは、犯人が檢舉されてから被害がわかり、初めて發生件數となつて表に出て來るのが寧ろ多いのであります。他の犯罪發生が少くて檢舉餘力が充分あるとか、又は刑事が増し或は一般に緊張して檢舉能率が上り其の効果が舉がるとか云ふ場合に、檢舉件數と同時に發生件數が多くなると見るのが真相であります。現に昭和八年の分などは、**窃盜が平年よりずっと少い**（七萬人位減少）と云ふ事が一つの原因になつて、詐欺の檢舉、從つて其の發生件數が増して來たと考へることが出來ま

す。此の事は違警罪検舉並に發生について、尙一層明瞭にすることが出來ます。現に大阪で特に意識的にやつて見た結果

昭和四年 十一万二千五百十五件

同 五年 十三萬五百件

同 六年 十一萬八千二百九十八件

同 七年 十一萬六千四百七十六件

の違警罪發生數及檢舉數であつたものが、特に警察官の督勵と努力によりまして、昭和八年には一挙十五萬八千八百十六件になつたと云ふ事實があります。即ち此年に違警罪發生が殖へた譯でなく、檢舉に力を入れた結果が表に發生として現はれたのであります。それであるから犯罪の發生件數を見るには、檢舉によつて發見するやうな犯罪の被害數を根據とするに飛んでもない思ひ違ひを致します。**被害者が必ず申告して出るやうな犯罪の數に目をつける事が大切であります。**

す刑法犯總數と云ふ中には各種の罪種が混つて居ますから、やゝもすると眞實を誤り易くなりますが殺人や強盜等の發生は全く祕することの出來ない性質のもので、勿論發生は明かに表はれ窃盜も、亦殆んど悉く届出でられますから犯罪發生の件數は之等の罪種によつて見るのが確實であります。然るに統計によりますと(第二表)殺人犯數は全く微々たるものであり、強盜犯も亦窃盜犯に比し著しく少數であります。

**強盜犯** が年々殆んど一定數で増減が少く

**殺人犯** も年によりて多少の差はありますけれど、大體に於て或定數を保ちて居るのに對し

**窃盜犯** は年々增加の勢を示し、而も其の增加が著しく不同であることから窃盜犯の數と云ふものが全體犯罪數—其の趨勢を見るのに重要な役目を持つ事になるのであります。

窃盜犯の特徴は、發生の數が殆んど正確に表に現はれる事の外、其の發生數が非常に多く、著しく他犯罪の數を凌駕して居り、最近七ヶ年の調査によりましても、**全犯罪の五割二分**と云ふものを占めてゐる位でありますから先づ大體之を標準として、全犯罪の傾向を窺ふことが出来ると思ふのであります。そこで窃盜の最近十二年間の發生件數を觀て見ますと第三表の通りで之を以て一般犯罪の趨勢を考へて見やうと云ふのであります。

### 三、強盗は窃盜から

二、強盜は竊盜か  
強盜の發生數は必ずしも毎年増加して居りませぬ。之は殺人犯と共に全國的な傾向であります。竊盜犯と著しく狀況を異にして居る處であります。六大都市を有する府縣について其の發生數を全國發生數に比べて見ますと第四表の通りでありますと大體に於て、

東京で全國の約二割  
大阪で 約一割  
愛知 約六分

兵庫 神奈川 各約四分  
京都 約二分

京都 紅葉  
を有つて居ることになります。最近の七ヶ年ookeで云ひますと、兵庫が近年やゝ漸減の觀を呈する  
の外は大體大した増減がないのでありますから、年々増加する人口に比率を取つたなら寧ろ率は幾  
らか低下して居るものと思はれます。  
犯人が強盜を敢行するに至るまでどんな經路をとつて居るであらうか、先づ其の典型的な一例を  
聽取書について観て見ませう。

聴取書について見て見よせよ

を有つて居ることになります。最近の七ヶ年丈けで云ひますと、兵庫が近年やゝ漸減の觀を呈するの外は大體大した増減がないのでありますから、年々増加する人口に比率を取つたなら寧ろ率は幾らか低下して居るものと思はれます。

犯人が強盜を敢行するに至るまでどんな経路をとつて居るであらうか、先づ其の典型的な一例を聽取書について見て見ませう。

### 或強犯人の陳述

本籍 ○○縣○○郡○○○  
住所 不定

石○○○○

當二十二年

一、私ハ○岡縣○○市ノ生レデ當時父親ハ鍛冶職デ私ハ其ノ二男アリマス  
私ガ三才ノ頃家族ハ全部大阪市○○○區○○町ニ移轉シタノデアリマス

私ハ兄一人姉一人妹二人弟一人ノ六人兄弟アリマスが兄ハ戰死致シマシタ

姉ハ大阪デ下宿屋ニ嫁シテ居リマス

妹二人ト第一人ハ現在父親ト共ニ本籍デ農業ニ從事シテ居リマス

母親ハ私ガ十七才ノ時奈良ノ刑務所ニ入監中父親ト意見ガ合ハヌトノコトデ生分レ今何處ニ居ルカ

コトテ今デモ思ヒ出シマス

十才頃私ガ物心ガツク様ニナツテ兩親ガ私ニナリ人ノ物ヲ掏り取ツタリ寶石ヲ盜マレソレヲ探し出す

生レタ兒デナイ様ナコトガ時々アリ私ノ心持カ知リマセンガ妹ヤ弟ニ比ベテ待遇上差別ヲサレル氣

持ガ致シマシタ

夫レ故私ハドーセ兩親ノ許ニ長ク置イテモ貰ヘヌダローシ何時奉公ニヤラレルカ捨テラレルカデアロート思ヒマスト不安デナリマセんデシタ 一層誰カニ何處カ伴ツテ行ツテ貰ヘナイダローカ等ト

頼リニ思ヒ詰メタモノアリマス

其ノ結果私ハモウドウナツテモヨイ氣持ニナツテシマイ學校ノ成績モ大變惡クナリマシタ

私ハ其ノ頃カラ外國ノ探偵小説ヲ讀ム様ニナリ人ノ物ヲ掏り取ツタリ寶石ヲ盜マレソレヲ探し出す

コト等ガ書イテアツタコトヲ覺ヘテ居リマス

私ノ家ハ其ノ頃貧乏デアリマシタノデ何時モ小使錢ニ不自由デアリマシタ

其ノ爲カ盜心が出マシタ

始メハ家ノ金ヲ取りソレカラ友達ノ家ノ金ヲ盜シテハ學校ヲ休ミ活動寫眞ヲ觀ニ行ツタリ買喰ヲシタリシテ學校ノ先生ヤ親達ニ度々叱ラレマシタ私ガ十三才ノ時父親ガ病氣ニナリ家族ハ香川縣ノ小豆島ニ轉居致シ其處ノ小學校ニ通學シマシタ

父ノ病氣ガ全快シタノデ私ノ十五才ノ時家族ハ再び來阪シテ元住シテ居タ○○町ニ借家住ヲ致シマシタ

今年私ハ○島小學校ノ高等科ニ入學致シマシタガ欠席ガ多イ上ニ家ガ貧乏ノ爲高等科二年ヲ中途退學致シマシタ

三、ソレカラ間モナク父親ハ失職シテ家族ヲ纏メ本籍地ニ引揚ゲ農業ヲシテ今日ニ至ツテ居リマス

私モ父ニ伴レラレ本籍地ニ行キ村ノ娘ト關係ハ出來マシタガ家庭ガゴタヽシテ面白クアリマセン

ノデ數ヶ月後單獨デ來阪致シマシタ當時私ハ十六才デ八、九月頃デアツタト思ヒマス

來阪シテモ別ニ目的ガアツタ譯モアリマセンノデ元住シテ居タ近所ノ學校友達ノ家ニ食客トナツテ居リマシタガソレモ長ク厄介ニナル譯ニモ行カズ奉公ニ行クノハ奴隸ノ様ナモノデ怖イ氣ガシマシタノデ何處カ辨當ヲ持ツテ通勤ノ出來ル會社ノ職工ハナイカト探シテ見マシタガアリマセンデシタノデ當分樂デアルト思ヒマシタ

四、私ハ既ニ探偵小説ノ耽讀ヤ活動寫眞ノ影響ヲ受ケテ居リマシタノデ一度ダケ悪イコトヲシテ止メル氣デ友達ノ家カラ十町位離レタ空家ノ隣家ニ表戸ニ南京錠ガシテアリマシタ家人ガ留守デアルコトガ分リマシタノデ其ノ家ノ周圍ヲ三十分位ウロヽシテ裏口ニ廻リ板塀ヲ越ヘテ硝子戸ヲ引キマスト施錠ガツト開キマシタノデソレヲ盜ミ夢中デ五、六丁逃げテ行キ調べテ見マスト廿四、五圓アリマシタノデ當分樂デアルト思ヒマシタ

友達ノ家ニ行ケバ惡イコトガ判ルト思ヒマシタノデ○○橋ヤ○○橋附近ノ安宿デ轉々止宿シ活動寫眞ヤ買喰ヲシテ十日間位モ經マスト金ガナクナリマシタノデ勝手ヲ知ツタ元住所附近デ空家デ盜ミヲ五、六回モヤツテ居ル中入質物カラ足ガツキ捕ヘラレマシタ昭和三年十月（富時十七才）大阪區裁判所デ一年以上二年以下ノ不定期刑ヲ言渡サレ奈良刑務所デ服役シ結極二年三ヶ月デ放免サレマシタ

五、姉ノ嫁入先デアル前記（島ノ家デ食客ニナツテ居リマシタガ小使錢ガナインデ盜ミノ味ガ忘ラレズ其ノ附近テ又六、七回ヤツテ居ル内ニ今度ハ現場デ捕ヘラレマシタ

四、私ハ既ニ探偵小説ノ耽讀ヤ活動寫眞ノ影響ヲ受ケテ居リマシタノデ一度ダケ悪イコトヲシテ止メル氣デ友達ノ家カラ十町位離レタ空家ノ隣家ニ表戸ニ南京錠ガシテアリマシタ家人ガ留守デアルコトガ分リマシタノデ其ノ家ノ周圍ヲ三十分位ウロ／＼シテ裏口ニ廻リ板塀ヲ越ヘテ硝子戸ヲ引キマスト施錠ガスツト開キマシタノデ屋内ニ入り金ヲ探シマスト床ノ間ノ柱ニ竹筒ガアリ觸ツテ見マスト金ノ音ガシマシタノデソレヲ盜ミ夢中デ五、六丁逃ゲテ行キ調べテ見マスト廿四、五圓アリマシタノデ當分樂デアルト思ヒマシタ

友達ノ家ニ行ケバ惡イコトガ判ルト思ヒマシタノデ○○橋ヤ○○橋附近ノ安宿デ轉々止宿シ活動寫眞ヤ買喰ヲシテ十日間位モ經マスト金ガナクナリマシタノデ勝手ヲ知ツタ元住所附近デ空家デ盜ミヲ五、六回モヤツテ居ル中入質物カラ足ガツキ捕ヘラレマシタ

昭和三年十月（富時十七才）大阪區裁判所デ一年以上二年以下ノ不定期刑ヲ言渡サレ奈良刑務所デ服役シ結極二年三ヶ月デ放免サレマシタ

五、姉ノ嫁入先デアル前記○島ノ家デ食客ニナツテ居リマシタガ小使錢ガナイノデ盜ミノ味ガ忘ラレズ其ノ附近テ又六、七回ヤツテ居ル内ニ今度ハ現場デ捕ヘラレマシタ

昭和六年十月（十九才）大阪區裁判所デ三年ノ刑ニ處セラレ堺刑務所デ服役シ本年十月三十日父ニ迎ヘラレテ出所致シマシタ

六、私モ服役中ハ獄則ヲ守リ作業モ懸命ニ努メマシタノデ本年二月十一日ニ模範囚ニナリマシタガ出所後ハ夜店出シデモシテ眞面目ニ働ク氣持デ居リマシタ

愈々出テ見マスト社會ノ風ハ身ニ沁ミマス父ハ兎角一度本籍地ニ歸郷シテ吳レト申シマスノデ私モ其ノ氣ニナリ川口カラ二人デ乗船致シマシタ

而シ考ヘテ見マスト本籍地ニ歸ツテモ第一前科者トシテ田舎ノ人ニ怖ガラレルコト今更百姓モ出來ヌコト母モ居ラヌ淋シイ家庭デアルコトヲ思ヒマストドーシテモ歸ル氣ニナリマセヌノデ船ガ神戸ニ着ク頃父ガ持ツテ居ル私ノ刑務所賞與金七十圓餘ノ中カラ三十二圓ヲ小使錢トシテ私ガ貰ヒ買物ヲスルト云フテ父ト別レ上陸シテ阪神電車デ大阪ニ來マシタノガ午後六時頃デアツタト思ヒマス

七、其ノ晚ハ新世界ノ○○館ニ泊ツテ廿一日ニ『テキ屋』ニナル積リデ松島ノ○○組ノ事務所ヲ訪レル途中デ刑務所内デ知合ツタ博徒ニ出會ヒ夜店出シニナル考ヲ話シマシタラ知人ハ相當ノ『テキ屋』デモ昨今ハ喰ヘヌノニ素人ノ君ガアホナ事ヲ考ヘタモノダト言ハレタノデ落膽シテ『テキ屋』ヲ斷念シテ金ノアルダケ遊ブ氣ニナリ毎日新世界、天六、福島、九條、寶塚方面ヲアラ／＼シテ安モノノ

喫茶店デ遊び新聞ヲ讀ム事ト甘イ物ヲ喰ベル事ヲ樂ンデ居リマシタ廿四日ノ朝ハ所持金モ残リ少ク四圓足ラズデ其ノ日モ活動ヤ買喰デ過シタ方玉川町デ電車ヲ下リアラ／＼○○○橋迄歩キ大橋ノ向フニ家ガナカツタノデ引返シテ江成町ノマネキト云フ喫茶店デ遊び午後十時頃三圓餘リノ勘定ニナリマシタガ所持金ヲ拂ツテモ一圓五十錢ノ不足ト云フノデ私ハ淨正橋デ店ヲ持ツテ居ルカラ明日拂ニ來ルト言フテ着テ居タ羽織ヲ脱ギ預ケテ其處ヲ出デマシタ

八、私が盜ミカラ強盜ニ替ツタノハ物捌ニ困ルコト、同房囚等ガ仕事ハ更師ガ一番上分別デ東京ハ電燈ヲ消シテ寢ルカラ仕事ガヤリ惡イガ大阪ハ點燈シテアルカラ家ノ様子ガ良ク判リ仕事ガ仕易ク、二階ナリ窓ナリカラ侵入スレバ容易ダトノ事デアリマシタガ考ヘテ見ルト直グ現金ヲ探シ出スコトガ出来ナイノデヤハリ強盜ヲ行ルコトニ決メマシタ

其處デ仕事ノ仕易ク幼兒カラ土地馴染ノアル朝日橋方面ヲ稼場トシタ譯デアリマス

電車道ヲ徒步デ歩キ稼先ヲ物色致シマシタガ良イ所ガアリマセン中豫而一、二度入質シタコトノアル○○○ノ質屋ノ門先ニ立ツテ様子ヲ窺ヒノレンヲ分ケテ家ノ中ニ這入リマスト店ノ間ニハ人ノ氣配ガナク奥ノ間ニ男ト子供トガ店ノ方ヲ枕ニ寢テ居ルノガ判リマシタノデ一度其ノ家ヲ出テ電車通りニ佇立シ豫而同房囚ニ聽イタ様二人通、家族ノ人數、児器ノ入手、侵入方法逃げ口、逃走経路ヲ熟考ノ上表入口カラ侵入シ現金ヲ物色シ判ラヌ時ハ炊事場ニ行キ庖丁ヲ盜ムコト脅迫シテ現金ガ手ニ入ツタラ炊事場ノ勝手口カラ逃走シ裏ノ方カラ電車道ニ出テ電車デ逃走スルコトニ豫定シタノデアリマス

電車デ逃ゲルコトニ決メタノハ同房囚ノ話ニ自動車ハ非常警戒デ誰何サレ易イノデ電車ガ一番安全デアルト教ヘラレタカラデアリマス  
愈々マスクヲ嵌メテ足袋洗足トナリ表入口カラ侵入シテ店ノ間デ現金ヲ探シタガアリマセンノデ奥ノ間ノ簾筈ヲ探シマシタガ開キマセンノデ刺身庖丁ヲ盜ミソレデ何ダカ物足ラヌ氣ガ致シマシタノデ一升瓶ヲ取り出シ左手ニ出刃右手ニ瓶ヲ持ツテ寢室ニ來マスト男ガバツチリト目ヲ醒シマシタノト男ガ構手ノ表戸ヲ開ケテ吳レマシ名ノデ其處カラ逃げ出シ電車道ヘ出マシタガ誰カ人ガ泥棒／＼ト追呼シテ來マスノデ面倒トナリ電車デ逃ゲルコトヲ止メテ新淀川ノ方面ヘ逃走致シマシタ  
私ハ此邊ノ土地ハ詳シイノデ安治川方面ニ逃グレバ源兵衛渡ニ非常線ヲ張ラレルカラ渡シハ渡ラナイデ新淀川方面ヲ選ンダノデアリマス

一升瓶デ寝テ居ル男ヲ殴ツタノハヤハリ同房囚ニ家人ガ目デモ醒シタラ出鼻ヲクヂク爲メ殴ルト大慨奏功スルト教ハツテ居タカラデアリマス

私ハ淀川ノ堤防ニ出ル迄追手ノ來ヌノヲ見極メ途中一抱ヘテ來タ箱ノ中ノ現金七、八十圓ト腕巻懷中時計取混ゼ九個ヲ袂ニ入レ堤防ニ上ツテ阪神十鳥橋ノ鐵道ヲ涉リ淀川ヲ越ヘル積デアリマシタガ鐵道迄ニハ一、二町モアリ追手ヲ虞レタノデ三邊ノ堤防ヲ下リマスト人ノ氣配ガシテ漁船ガ居リマスノデ走ツテ行キ向フヘ渡シテ吳レト賴ミマスト如何シタト間ハレマシタノデ一寸魔誤ツキマシタガ直グ博奕デ追ハレテ居ルト答ヘル駄賀ヲスルカラト云フテ向フヘ渡シテ貰ヒ五圓船乗ニ渡シマシタ

恰度雨ハ降ツテ居リドロ／＼ニナツタ着物ヲ着替ヘタイノデ古着屋ノ所在ヲ船乘ニ聞キ教ヘラレタ方向ニ走ツテ行キ活動寫眞館ノアル賑ナ所モウ寝テ居ツタ古着屋ヲ叩キ起シテ着替一揃ヲ三十六圓デ購ヒ非常警戒ヲ避ケル爲メ無理ニ朝ノ五時頃迄遊バセテ貰ヒマシタ

廿四日ノ朝ハ所持金モ残リ少ク四圓足ラズデ其ノ日モ活動ヤ買喰テ過シタ方玉川町デ電車ヲ下リテ

午後十時頃三圓餘リノ勘定ニナリマシタガ所持金ヲ拂ツテモ一圓五十錢ノ不足ト云フノデ私ハ淨正橋デ店ヲ持ツテ居ルカラ明日拂ニ來ルト言フテ着テ居タ羽織ヲ脱ギ預ケテ其處ヲ出デマシタ

八、私ガ盜ミカラ強盜ニ替ツタノハ物捌ニ困ルコト、同房囚等ガ仕事ハ更師ガ一番上分別デ東京ハ電燈ヲ消シテ寢ルカラ仕事ガヤリ惡イガ大阪ハ點燈シテアルカラ家ノ様子ガ良ク判リ仕事が仕易ク、二階ナリ窓ナリカラ侵入スレバ容易ダトノ事デアリマシタガ考ヘテ見ルト直グ現金ヲ探シ出スコトガ出来ナイノデヤハリ強盜ヲ行ルコトニ決メマシタ

其處デ仕事ノ仕易ク幼兒カラ土地馴染ノアル朝日橋方面ヲ稼場トシタ譯デアリマス  
電車道ヲ徒步デ歩キ稼先ヲ物色致シマシタガ良イ所ガアリマセン中豫而一、二度入質シタコトノアル○○○ノ質屋ノ門先ニ立ツテ様子ヲ窺ヒノレンヲ分ケテ家ノ中ニ這入りマスト店ノ間ニハ人ノ氣配ガナク奥ノ間ニ男ト子供トガ店ノ方ヲ枕ニ寢テ居ルノガ判リマシタノデ一度其ノ家ヲ出テ電車通りニ佇立シ豫而同房囚ニ聽イタ様ニ人通、家族ノ人數、児器ノ入手、侵入方法逃ゲロ、逃走經路ヲ熟考ノ上表入口カラ侵入シ現金ヲ物色シ判ラヌ時ハ炊事場ニ行キ庖丁ヲ盜ムコト脅迫シテ現金ガ手ニ入ツタラ炊事場ノ勝手口カラ逃走シ裏ノ方カラ電車道ニ出テ電車デ逃走スルコトニ豫定シタノデアリマス

電車デ逃ゲルコトニ決メタノハ同房囚ノ話ニ自動車ハ非常警戒デ誰何サレ易イノデ電車ガ一番安全デアルト教ヘラレタカラデアリマス  
愈々マスクヲ嵌メテ足袋洗足トナリ表入口カラ侵入シテ店ノ間デ現金ヲ探シタガアリマセンノデ奥ノ間ノ簾笥ヲ探シマシタガ開キマセンノデ刺身庖丁ヲ盜ミソレデ何ダカ物足ラヌ氣ガ致シマシタノニ行キ逃口ヲ探シマシタガ施錠ガアリ其ノ中ニ寢テ居タ男ガ動イタ様ニ思ヒマシタノデ直グ炊事場デ一升瓶ヲ取り出シ左手ニ出及右手ニ瓶ヲ持ツテ寢室ニ來マスト男ガバツチリト目ヲ醒シマシタノデ一升瓶デ頭部ヲ殴り出刃ヲ突キ付ケ『金ヲ出セ』ト怒鳴リマスト男ハ無中デ店ノ間ノ抽斗ヲ引キ拔キ私ニ渡シマシタノデ見ルト金ガ入ツテ居タ様デスカラ之ヲ奪ツテ早ク出口ヲ開ケロト云ヒマスト男ガ構手ノ表戸ヲ開ケテ吳レマシ多ノデ其處カラ逃げ出シ電車道ヘ出マシタガ誰カ人ガ泥棒ノト追呼シテ來マスノデ面倒トナリ電車デ逃ゲルコトヲ止メテ新淀川ノ方面ヘ逃走致シマシタ  
私ハ此邊ノ土地ハ詳シイノデ安治川方面ニ逃グレバ源兵衛渡ニ非常線ヲ張ラレルカラ渡シハ渡ラナイデ新淀川方面ヲ選ンダノデアリマス

一升瓶デ寢テ居ル男ヲ殴ツタノハヤハリ同房囚ニ家人ガ目デモ醒シタラ出鼻ヲクヂク爲メ殴ルト大概奏功スルト教ハツテ居タカラデアリマス

私ハ淀川ノ堤防ニ出ル迄追手ノ來ヌノヲ見極メ途中一抱ヘテ來タ箱ノ中ノ現金七、八十圓ト腕巻懷中時計取混ゼ九個ヲ快ニ入レ堤防ニ上ツテ阪神千鳥橋ノ鐵道ヲ涉リ淀川ヲ越ヘル積デアリマシタガ鐵道迄ニハ一、二町モアリ追手ヲ虞レタノデ三邊ノ堤防ヲ下リマスト人ノ氣配ガシテ漁船ガ居リマスノデ走ツテ行キ向フヘ渡シテ吳レト賴ミマスト如何シタト間ハレマシタノデ一寸魔誤ツキマシタガ直グ博奕デ追ハレテ居ルト答ヘル駄賃ヲスルカラト云フテ向フヘ渡シテ貰ヒ五圓船乗ニ渡シマシタ

恰度雨ハ降ツテ居リドロ／＼ニナツタ着物ヲ着替ヘタイノデ古着屋ノ所在ヲ船乗ニ聞キ教ヘラレタ方向ニ走ツテ行キ活動寫眞館ノアル賑ナ所デモウ寢テ居ツタ古着屋ヲ叩キ起シテ着替一揃ヲ三十六圓デ購ヒ非常警戒ヲ避ケル爲メ無理ニ朝ノ五時頃遊バセテ貰ヒマシタ

廿五日朝五時過ギ古着屋ヲ出テ阪神電車デ前記マネキ喫茶店ニ行キ不足ノ金ヲ拂ヒ新聞ヲ見マスト昨夜ノ自分ノ事件ガ載ツテ居リ年齢二十二、三歳トシテアツタノデ自分ヲ探シテ居ル様ニ思ハレ憂鬱ニナリマシタ一層東京カ北海道ニ高飛シタイト思ヒマシタガ金ガ僅カシカナイノデ行先ガ直グ困ル事ヲ考ヘ中止致シマシタ

ソレデ其處ノ女中ヲ伴レ九條ニ活動寫眞ヲ見ニ行キ夜ハ新世界ノ○○館ニ泊リマシタ廿六日ハ動物園ニ行キ考ニ耽リ夜ハ霞町ノ公園ホテルニ泊リ室ニ施錠シ臨檢ガアツタラ裏ノ硝子窓カラ屋根傳ヒニ逃走スルニ決メテ寢ニツキマシタ

二十七日ハ獨リデ寶塚ニ遊ビニ行キ夜ハ公園ホテルニ泊リマシタ

二十八日ハ天王寺公園ヤ新世界ヲブラツキ金ガナクナリマシタノデ午後七時頃前記マネキ喫茶店ニ行キオ神サンニ強奪シテ來タ時計二個ノ入質ヲ賴ミ其處デ遊ンデ新世界ノ○○館ニ泊リマシタ

二十九日ハ何處トモナク市内ヲ歩キソレカラマネキ喫茶店ニ行キ今度ハ自分が直接時計ヲ質ニ入れ質屋ニ案内シテ吳レタ女給ニ時計一個ヲ與ヘマシタ

三十日ノ晩虫ノ知ラセカ入質カラ足ガツキソウニ思ハレ不安ナ氣持テ質屋ノ門ヲ通ツテマネキ喫茶店ノ裏口カラ這入り腰ヲ掛ケテ居リマスト刑事ノ人ガ二人來テ手錠ヲ嵌メマシタノデ觀念致シマシタレルトノコトデ全ク賴ル所モアリマセン

身体ハ自由ニ出來テモ不安デ寧ロ刑務所ニ居ツタ方ガ樂デアリマス

ソレニ刑務所内デ仲ノ良イ同房囚一度外ニ出ルトオ互暗イ身ノ上デアル爲メカ嫌ニナリマスシ免囚保護會モ賞與金デモアレバ格別ソレガナケレバ刑務所ノ出口デ此處カラ『歸リヤ』ト突キ離サレルトノコトデ全ク賴ル所モアリマセん

そこで當時の強盜殺人、強盜傷人の目星しいもの一二十九例について此聽取書に準じ其の生ひ立ちを調べて見たのであります。其の結果は第五表の通りでそれを要約しますと

- 1 強盜の前科を有するもの  
2、窃盜の前科を経て來たもの  
3、盜癖、費ひ込みがあつたもの  
4、怠惰、自暴自棄、遊興等あつたもの  
5、不明

と云ふ事になつて居ります。即ち大多數は窃盜の前歴者で初めからの強盜ではないこと前記聽取書の例と全く同一で皆一様に金品を得るための方法を各種實驗した後強盜と云ふ手段に移り行つた事を自供するのであります。年齢は

三十代	二十二人	一代
二十九代	二十一人	二代
二十八代	二十人	三代
二十七代	一九人	四代
二十六代	一八人	五代
二十五代	一七人	六代
二十四代	一六人	七代
二十四代	一五人	八代
二十四代	一四人	九代
二十四代	一三人	十代

行爲がなかつたなら、少くも此の二十九例の内二十三件の強盗は發生しなかつたらうと考へること  
が出来ます。強盗は窃盜の手段が進歩したものと云ふ事實から窃盜問題の解決が強盗を豫防する唯一  
一の方法だと云ふ結論を得るのであります。

第五表

強盜手口經過一覽表



## 四、竊盜犯の動き

最近十二ヶ年の窃盜犯發生の數字を拾つて見ますと、前記第三表の通りで概して言へば年々二萬から三萬、四萬の増加になつて居りますが、只昭和二年の増加が例外で一萬に達して居りませぬ。人口との關係で云つたなら比率が寧ろ減じて居るのであります。何分人口は國勢調査のものを採るより他無いのでありますから、年次について見やうとしても、五ヶ年間は同一に止まつて居り、年毎に人口數と窃盜數の正確な比率を探る事が出來ないのは遺憾であります。但已むを得ません。只刑法犯總數と必ずしも増加率を一つにせぬ事上述の通りであり、人口に比例した發生率も亦強ち増加しては居ないと思ひます。それは下述六府縣の實例から見ても推し測られるところであります。

窃盜が各府縣にどう分布されて居るかは、其の性質を知る上に相當重要な事であります。昭和四年からの七ヶ年に就いて之を見ますと、毎年 大略全國の約半數を、六大都市を有する府縣で占めて居ります。尙それを細別しますと、

東京が全國の二〇%即ち五分一を有ぢ  
大阪が二三%で之に次ぎ

**愛知** が六乃至七% **兵庫** が五%

**神奈川** と **京都** が大體二%

と云ふ事になつて居り、年によつて多少の出入はあるにしても、大略同比例を保つて居るのは注目に値する事實であります。

絶對數はさう云ふ風であるにしても、各府縣別に見て其の人口と對比し、果して窃盜犯の發生が多くなつて居るのでありますか。最近七ヶ年に其比を探つて見ますと、人口數について上述の通りの不便があるので正確な事を知るわけには行きませぬが、大體に於て次のやうな情勢を示して居るのであります。(第六表)

即ち

**東京**、**大阪**は其の人口の二%に相當する窃盜犯があり

**愛知** が一・五%

**兵庫** が一%強

**神奈川** が一%弱

**京都** が〇・八%

と云ふ比率になつて居ます。換言しますと大都會のある府縣では犯罪の絶對數が多い計りでなく發生割合に於て著しく他の府縣を凌駕し、現に隣接府縣である神奈川と東京、兵庫と大阪を探つて見ても、皆後者が二倍の發生率を有つて居るのであります。即ち大都會窃盜の集中の事實は歴然と現はれて居ります。

大都會に窃盜が集中して居ると云ふ事實は、右の表だけからでも殆んど確定的であり、更に其の集中率が最近濃厚になつたであらう事は、昭和七、八年の東京、大阪の犯人激増で窺ふ事が出來ますが、一方では各府縣一般に就いて見て、窃盜發生と人口增加との比が近來特に高まつたとは認められないでの、寧ろ其の發生率は殆んど一定して變らぬと云つた状況であります。そこに窃盜原因の探究、將來對策の出發點を置かねばならぬのではないかと思ひます。念のために其の結果を繰返して見ますと

1、窃盜の發生率は一般府縣では人口に對し毎年略一定し居り

2、大都會を有する府縣での窃盜發生率は明かに他府縣より高く特に二、三の都市府縣でそれが目立ち所謂大都會集中の狀を呈して居ります。

## 五、留置場の内容

以上は統計から見た犯罪の趨勢ですが、更に現在犯罪者の實相如何を見るため、大阪府内六十二警察署に留置されて居る被疑者について、一齊の調査をやつた結果を申上げます。其の第一回は、昭和八年十二月一日午前六時で冬、第二回は、昭和九年六月一日午前六時で夏に行なつたのであります。被調査者は前者が千百七十三名、後者が千三百五十一名であります。其の調査項目は

- イ、留置の事由
- ロ、年齢
- ハ、大阪生れか又は來阪の年数
- ニ、職を轉じた數
- ホ、前科
- ヘ、何處に起居するか

### ト、教育程度

#### チ、兩親關係（三十歳以下のもの）等

で、兩回の成績を比べて見ますと、イ、ロ、ハ等の結果は大體同様でありまして、犯罪の種類、年齢、住所に一つの型があります。詳しく云ひますと、留置事由の表で、窃盜被疑者數が全員に對し第一回は四〇%で第二回が四一%、年齢の表で二十三歳以下のものが兩回とも同一で全員の一七%であり、三十歳以下のものが三十四と三十二%であつたのであります。來阪後年数でも一ヶ年以内のものが第一回に二五%、第二回に二四%となつて居り、殆んど一定の率を有つて留置場入りをして居るのであります。（第七表）

#### 留置場入りの四割が窃盜

若者が過半數

#### 他からの入込みが四分三

と云ふ事になるのであります。

さて留置事由の表について見ますと、前述のやうに兩回とも窃盜が斷然多く、二千五百の中で

千人以上を占めて居り、次位の詐欺や賭博は其の四分一にも達せず、六、九、一〇、一一のやうな百分率を示し、其の他の犯罪は問題にならぬ少數であります。年齢に於ては三十歳以下が總數の三分一を占め二十三歳以下も一七%で相當な率、土地關係では大阪生れが二〇——二六%で先づ四分一、来てから一年未満が大抵同率であつたので、概して云ふと土地生れ、來たばかり、十年以下、其の上で各四分一づゝの數を分有して居り、留置場は他地方からの入り込みが四分の三と云ふ多數を占め、犯人都會集中の説明をして居るやうに思はれたのであります。

職を換へる傾向も著しく、第一回の調査で八十六%、第二回調査で九十一%の多數であります。之は素より豫想し得らるゝ處ではあります、其の就業期間の短い事、間隔の長いのが著しく眼につき勞働意志力の薄弱と遊惰癖の強いのには驚かされた譯であります。後述窃盜犯經路調査の結果は更に之を證明し、若い者、他府縣から來たもの、轉々職を換へるもののが留置場入りに深い關係を有つて居ることを知りました。

前科者が前回に二九%，後回に三五%あり、更に宿所關係に於てルンペ恩(無宿者)三七九一五%，安宿二階借下宿八一九二七—三七%あつた事も犯罪多數の原因として相當注目に値する處であります。

## 六、ルンペ恩(無宿者)と安宿

次に所謂ルンペ恩(無宿者)と安宿泊りについて調査を進めました。

公園、ガード下、橋畔などに夜を明かす所謂ルンペ恩は何と云つても夏に多いので二回の調査はいつも七月に行ひました。寒い時には矢張り少しでも暖い處を選む丈の餘裕があるらしく、ルンペ恩の本場天王寺公園でさへ、冬の最中にはほんの三々五々で全く問題にならぬためであります。彼等の屋外生活が必ずしも無錢のため計りでない事はそれ丈でも考へられますが、現に所持金を調べて見ますと

	第一回(昭和八年) 七月一日	第二回(昭和九年) 七月
壹錢以上拾錢以下所持者	二二〇	二六八
拾錢以上壹圓以下 同	七四〇	七〇二
壹圓以上拾圓以下 同	三〇四	三〇三
拾圓以上 同	一九	一四

無 錢

七九六

五七三

計

二、〇七九

一、八六〇

と云ふ實狀で、全くの無錢者は大凡三分の一たらすに過ぎぬのであります。半數は壹圓以下の金を持ち中には四十圓、五十圓の大金(?)を所持して居たものすらあるのであります。

**出生地**を見ると大阪生れが全員の四分の一から五分の一に當り四四三名と三九一名、隣接兵庫が一八一と一七三、次は朝鮮の一五三と一五八であり、他は東京、近畿、中國、四國の五〇以上百以下を主とし極少數づゝ全國に及んで居ります。目下の**生活業務**は屑拾ひの四三八と八九一を最とし、アンコウ仲仕之に次ぎ、廣告配り、車の先挽き等十差萬別で、無論乞丐、他人の厄介等全く無氣力なものもありましたが、中には上記所持金で寝て食つて居るのも相當居り、そこに犯行分子の潜んで居る事も推知出来るのであります。指紋對照によりて 前科 調べを行つて見ますと

**第一回** 二、〇七九人中 **二七三人** (内一七三窃盜)

**第二回** 一、八六〇人中 **一八六人** (内八三窃盜 四四起訴猶豫)

約一割は前科者が居つたのであります。其の大部分は一犯二犯、中には十數犯を重ねたるものもあり、之によりて更に他府縣からやつて來た不良分子の集つて居る姿を見る事が出來たのであります

た。

全体の**年齢**は二十歳から三十歳迄と、四十歳迄のものが最も多く、前者が五九六の四八二、後者が五七二の四七五であり、更にルンベンになつた原因には(第八表)

#### ルンベンに至りし原因

第一回 第二回

計 總 計

1 病氣負傷其他身體上の缺陷が

四三二 四四五

八七七

2 災厄不況失敗經濟上の因と稱するもの

六七七 一、一八四

一、八六一

3 自己の怠惰惡癖等のため之に至つたもの

五三七 二一五

七五二 三、九三九

4 其他特別の原因を有つもの

四三三 一六

四四九

と云ふ數字を見、不況災厄等經濟上の打撃と稱するものが、第一回には三分の一、第二回には二分の一の多數を示して居ました。勿論自稱でありますから此點は尙勘考を要しますが、外部から認定出来ます所の病氣老衰等身體的缺陷と、自己惡癖とは大體確認して差支なく、全體の四分の一乃至五分の一の數を算して居ります。之は對策としての社會的施設に参考となる處であります。前科者の2、3、中に多い處から見て、後述竊盜被疑者調査の結果と合せ考へ各般の處置に思ひ至ります。特に家出人に對する施設。無料宿泊所、簡易宿泊所の整頓、相談所、鑑別機關、感化院の運用合

理化が如何に犯罪防止に役立つかを考へさせらるるのであります。

**安宿**の調査は昭和八年七月二十二日に、今宮警察署内の安宿二百有餘軒について行つたもので、被調査人員は二千九百四十四人でありました。結果は大體ルンペント著しい似よりを有つて居ますが、家族持が相當にあり、居住性がかなり進んで居る事（實質上はルンペントも相當の居住性はあります）とか先づちがつた處であります。職業の定まらぬもの、出入の盛んなもの晝間遊んで居るものに不良が多く窃盜、詐欺の容疑者が亦相當に多かつたのであります。

## 七、都市窃盜の経路

大阪府に保管の手口別被疑者原紙によりまして約四萬三千人の窃盜犯種別員數を見ます（第九表）

手口別	手口別被疑者原紙數	大阪府	
		手口別	手口別被疑者原紙數
更	六〇四	手口別	手口別
空	四六九	原紙數	原紙數
板	四三七	万	万
搔	五八	手口別	手口別
部	五七	原紙數	原紙數
廻	五七	大阪府	大阪府
場	五七		
騒	五七		
渉	五七		
巢	五七		
師	五七		
計	四二、九二		
他	一九、四七八		
摸	三、六〇九		
引	四四		
置	三、二二		
掏	三四		
其	三四		
總	三四		

の通りで『更師』が最も多く、空巣と搔渉が之に次ぎ、萬引や、掏摸亦之に次ぐのであります。此原

紙記入は現實の犯人を逮捕した際に作成し而かも同一人が重複して居ないので相當罪情を窺ふ事が出来るのであります。尙念のため當時現在手に握つて居た窃盜被疑者をも調査して詳細な 犯行経路を知らうと云ふので、昭和九年十月十九日と同十一月十四日に、大阪府管内各署留置場の窃盜被疑者六十六名に對し其の手口、犯罪経路、職業、立廻先、兩親關係、年齢等を調査して見ました。それが第十表であります。其の結果から見ましても更師窃盜が最も多く、空巣が之に次ぎ兩者で全數の三分の一を占めて居る次第であります。而かも更師の殆んど全部が搔浚、空巣或は住込、萬引、掏摸などの前歴を有して居ります。此傾向は前述被疑者原紙の内容にも現はれ、可なり注目を要すべき處であります。按するに窃盜には自づから順序があり、初めから「更」をやるものではなく、多くの経路は先づ自家のもの、親戚知人の金錢物品を誤魔化し、次に不在其の他を利用して、所謂空巣、搔浚を試みた後遂に夜半敢行の更師に至るものであります。尤も空巣や搔浚は始めからそれで、終りまで此手口で通すものもありますが悉く、元氣のない壯年者に限ります。此點は強盗犯で例示しました。聽取書や第五表の経過にも現はれて居ます。要するに生來又は性癖の異常者で、盜癖が幼時に養成せられ、春期發動期前後から、酒女其の他の誘惑につられ漸次上記の發達をなすものと認めらるることは第十表に示す通り

すに生來又は性癖の異常者で、盗癖が幼時に養成せられ、春期發動期前後から、酒女其の他の誘惑につられ漸次上記の發達をなすものと認めらるゝことは第十表に示す通り

第十表

大阪府各警察署ニ於ケル竊盜被疑者調





あります。

表中に現はれて居る二十五名の住所不定は全員の四〇%に達し『大阪』とある中にも轉々宿換へするものがありますから、大體に於て竊盜の半分はルンペニ、安宿に關係を有つて居ると云ふ事が出來ます。

の仕事場の範囲と之が對策の範囲が暗示されるゝ謂であります。

更に年齢について吾人の注意せねばならぬものは窃盜中の主位『更師』に青年の多いことあります。第十表の示す通り其の二十三名中實に十九名と云ふ多數が何れも二十臺の若者であり一方四十歳以上の被疑者が例外なく『空巣』や『板の間』で一人の『更師』も無い事であります。素より此少數での論斷は出来ませぬが二十歳前後の若者に強い濃い犯行が行はれると云ふ傾向は充分看取される處であります。

試みに昭和七年警視廳報告の就縛者年齢別調査表（第十一表）を参照して見ますと、總數二萬七千九百八十五人の中で三十歳までの若者實に一萬六千四百餘人を算し十四歳以上二十歳未滿のものだけでも三千六百六十九人に及んで居り、特にそれが主因をなしてゐるのが窃盜

犯であることを全く大阪のそれと軌を一にして居るのであります。上述留置人調査に於て採つた初犯の年齢調によるところ、二十三歳以下のものが（不明のものを除き）過半数の三九九であり、其の少年時代の犯罪傾向の判明したるものを見ても第十二表のやうに窃盜が殆んど半数で、酒癖遊惰癖が之に次いで居ることを發見致します。

私共は茲に於て少年時代の悪癖に對し鋭かい眼光を放たねばならないのであります。

## 八、少年犯罪傾向

少年、詳しく述べ十八歳未満の犯罪行為者の實情を知るためにには少年審判所の報告に依るのが適當であります。大阪少年審判所の昭和八年一月から十二月に至る一ヶ年の統計を見ますと、第十三表の通りで其の期間中に同所の手を煩はした少年の總數 **二千四百二十三名** であります。年齢は十歳から十八歳まで、十六歳十七歳十八歳と其の數が最も多く、十五歳以下は少く、少ないので勿論少年教護法（當時の感化法）の關係で十四歳未満は感化院收容其他に行くからであります。之等少年の起居事情を見ますと、家庭にあつたもの凡そ三分の一強、其他は奉公、浮浪が多く、親族其他にあつたものは極少數であります。犯罪行為に至つた動機としては、浮浪を最もとし、利慾、出來心、習癖などを數へ、貧困遊蕩等をも見ますけれども、結局は窃盜を犯すのが常套手段となつて居ります。

次に**一般的な不良癖の少年**、云はゞ犯罪傾向の相當強い要護少年……上記少年審判所扱、感化院收容等のものを除いた……について觀察しますならば、同（八）年十月一日に行つた**大阪府の調査總數二千百九十六名**の兒童少年の第十四表で明かであります。當時調査に當つた社會課の

調査要項を讀むと、こう書いてあります。

(前略) 不良行爲者は總數は二、一九六人其の中在學中の者は小學校一、一二九人、中等學校二〇一人で全體の六一%に達し、其の他即ち警察より報告せられたもの八六六人で三九%強である。該當者のある學校は府下小學校總數の二分一、中等學校の四分一で、警察は水上署を除けば殆んど總てに該當者がある。是を見ると該當者無き學校數が隨分多いが、是は不良行爲認定上見解が相違した事であらう。該當者があると認められて居る學校にして報告未着のものもある。故に同一の態度で行爲を認定し全部漏れなく報告されたら、或は該當なき學校にも該當者を生じて、不良行為の數が遙かに多數に上るかも知れない。(後略)

と云ふのでありますから、實在數は恐らく三千以上にも上るであります。此調査の内容は、男子少年一、八五九名 85% 女子三三七 15% の中、七歳未滿が八名、七歳以上十四歳未滿が千百九十九名に上り、過半數の五四%を占めて居ります。

こゝで眼につきますのは矢張り盜癖の群を抜いて多い事で、全體の四〇・七六%に及び、掏摸、搔渉、家財持出等を合算しますならば四三%以上となり、結局上記留置場入りの窃盜比率と同じ事になつて來るのであります。喧嘩、虚言、粗暴、悪友交際などに次いで居る處も、犯罪關係

係との聯想を相當強く感じしめられるのであります。

**悪癖發生の初發時期** については世間色々の説もありますが、多年不良少年を研究して醫學的な統計を發表して居られます兵庫縣の樋口博士の調査によりますと、第十五表の通りで、已に四歳五歳から相當の發生があり、學齡に入りて順に其の數を増し、八歳九歳と漸次增加の上十歳に至りて最高調に達し、十一歳から下り坂となり、十四歳からは急に減少する事になつて居ります。

前の第十四表の少年の家庭狀況を見ますと第十六表の通りで不良兒必ずしも下流家庭に限らず、中流に於ては殆んど下流と同等の員數を出し、上流に於てさへ一〇九名を出して居ります。各家庭實在數からの比率を探るなら或は上流の方の%が高くはないかと思はれる位であります。其の家の職業は多方面に亘り、一面に於て孤兒、私生兒等兩親關係の不遇者が思ふ程に多くなく、立派に兩親の揃つたものが過半數の千二百九十一名で、全體の九割以上は嫡出子である事も注目に値ひ致します。片親の缺けたもの父、母共に約一割、繼父母は之よりも少ないのであります。

茲に至りまして吾等は不良少年各種の動きが全く成年犯罪者のそれと同じであり、實質上は其の延長である事を今更のやうに感じさせられるのであります。

## 九、概 括

以上述べ來りた處によりまして、**犯罪の消長が主として窃盜の消長であり**一面に其の**窃盜が強盜と根據を同ふし實は兩者が同一性質のもので、窃盜の撲滅がやがて強盜の根絶を意味すると共に、窃盜が決して突如發生するものでない**ことを高調して其の淵源たる青少年に**強い注意の眼を放たれん事**を希望するものであります。

幼時の盜み癖、親の目をかすめての小遣錢あさり、賣上げのごまかしなぞが漸く成長して友人の不在、親戚の留守を悪用するやうになり、空巣、搔つ凌ひから途に忍びの本物にまで行くと云ふ窃盜の定石が多く、其の十臺の年齢に發達し、二十臺で完成する事實は特に識者の御留意を願ひたい所であります。

教育の常道は、肉體の生理的心理的な常態研究と同様に各面から研究され實施されて遺憾ない現状にあつて或部面では事によると既に行きつまつて居る所でも云ふやうな處もあるのではありますまい。私は世の識者が、生理、心理の常態と相並んで病理方面から推して、體力増進を企てる様に、社會上からも、教育上からも、此**病理的、變則的一面から觀察研究して新らしき**

**研究分野を拓く事**により清新の一方面を得ることを確信致します。少くも未開拓の廣野が此方面に限りなく横はつて居ることを宣明致したいと存じます。

私共實務家から觀ますと、凡て事實上生活を支配する諸條件は大部分寢食起臥の間にあると思ひます。此點から云つて**幼少年者と起居を共にする婦人**—母姉の影響は一般に考へられて居るより遙かに強い大きいものであると断ぜられます。私は「**犯罪の眞因を婦人輕視にあり**」とさへ極言してよいと思ひます。世には息子の不良を嘆きながら其の原因が自分自らの妻＝息子の母親蔑視にあつたことを思ひ起さぬものもあります。識者の深刻なる御觀察を乞ひたいものであります。

以上は犯罪豫防の塞本的要請であります。差當りの問題、已に出來て居る不良青少年並に犯行可能者の扱ひにつきましては何より第一に、**都會地に於ける家出人、浮浪徘徊者の處置**をせねばならぬと存じます。此等の者を收容し之を誤らしめぬやう指導するためには、是非とも**鑑別機關の充實と普及**が實現されねばなりません。家出、浮浪の原因を正確に認識し、身體上の缺陷者と精神上の落伍者乃至は經濟上、社會上の諸因を嚴別し各其の嚮ふ所を誤らしめぬやうにする事が緊要であります。現在の社會施設は公私各種相當な數には達しては居りますが、實地に就て見ます

こ、甚だしき此混用のため或は組織系統のために各自其の機能を充分に發揮し得ず居るのではないかと思ひます。世の社會事業家、爲政者の教を乞ひたいものであります。

第一表

最近十一ヶ年間毎年發生全國刑法犯件數調

既往七ヶ年間全國重要犯罪發生件數調

最近十一ヶ年間毎年發生全國竊盜犯總件數調

第四表

六府縣強盜件數ノ全國強盜犯件數ニ對スル比

六 大 府 縣 窃 盜 犯 件 數 ノ 其 ノ 府 縣 人 口 ニ 對 ス ル 比

第五表  
(別紙)

六 大 府 縣 窃 盜 犯 件 數 ノ 其 ノ 府 縣 人 口 二 對 ス ル 比 既 往 七 ケ 年 間

第三表

最近十一ヶ年間毎年發生全國竊盜犯總件數調

第四表

六府縣強盜件數ノ全國強盜犯件數ニ對スル比

既往七箇年間

第五表（別紙）

六府縣窃盜犯件數ノ其ノ府縣人口ニ對スル比

第七表

## 留置人調査

(留置事由) (年齢)

留置事由	第一回		第二回		第三回		第四回		第五回		第六回		第七回		第八回	
	人數	百分比														
行政留置	四〇	一	三九	二	三五	三	三〇	四	二五	五	二三	六	二一	七	一九	八
窃盜	三六	一	三五	二	三三	三	三一	四	二四	五	二二	六	二一	七	一九	八
詐欺	三五	一	三四	二	三三	三	三一	四	二三	五	二一	六	二〇	七	一八	九
賭博	一元	一	一〇	二												
横領	一元	一	一〇	二												
浮浪	三三	一	三一	二	三〇	三	二九	四	二八	五	二七	六	二六	七	二五	八
密賣淫	三三	一	三一	二	三〇	三	二九	四	二八	五	二七	六	二六	七	二五	八
傷害	三三	一	三一	二	三〇	三	二九	四	二八	五	二七	六	二六	七	二五	八
恐喝	三三	一	三一	二	三〇	三	二九	四	二八	五	二七	六	二六	七	二五	八
其ノ他	三四	一	三一	二	三〇	三	二九	四	二八	五	二七	六	二六	七	二五	八
計	一、一七	一														

(來阪年數)

(前科)

(來阪年數)

(宿所)

(轉職回數)

(宿所)

第八表

ルンベン「無宿者」に至りし原因

區別

第一回調査

三三

第二回調査

三五



第十一表

# 第一回留置人調查中初年者年齡少年時代之犯罪傾向調



活動耽溺	弄火	異性交際	其他	其人	計	百分比
一、三	六	五	四九	二七	九八	四五、四
一、三七	六	五	四九	三	一、二九	四五、六
一、三七	五	四九	三	三	八	〇、三六
一、三七	五	四九	三	一	一、二九	一、六
一、三七	六	五	四九	二七	九八	四五、〇
一、三七	六	五	四九	三	一、二九	一、三
一、三七	六	五	四九	三	一、二九	〇、三七
一、三七	六	五	四九	三	一、二九	一、三
一、三七	六	五	四九	三	一、二九	〇、三七
一、三七	六	五	四九	三	一、二九	一、三

第十五表

不良少年少女惡癖初發年齡表

(兵庫 樋口博士調)

第十六表			少 年 家 庭 狀 况 (大 阪 府 調)			一 六 歲		
			私 生 員	保 護 責 任 者	家 庭 生 活 程 度	計		
			種 類 人	種 類 人	種 類 人	九四九		
種 類	人	員	種 類	人	員	種 類	人	員
嫡	私 生 員	保 護 責 任 者	家 庭 生 活 程 度					
嫡出子	一、九五五	實父母	上	一、二九一	中	一、〇二四	五	一〇〇、〇〇
庶子	四二	實父繼母	中	一五九	下	一、〇六三		
私生兒	一一七	實母繼父	中	七六	下			
不詳	八三	養父母	中	八九	計			
計	二、一九六	實父ノミ	中	二〇九				
不詳	一八八	其 他	中	一三八				
計	二、一九六	實母ノミ	中	四六				

333  
618

昭和十一年十二月十日印刷  
昭和十一年十二月十五日發行

犯罪と其の根治策

非賣品

著者 綱島覺左衛門

松山市南柳井町五九番地

發行者

鈴木

允

印刷者 松山市魚町一丁目二八番地

福田里七郎

發行所 警察協會愛媛支部

終

